



通明小学校 150周年記念事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、通明小学校150周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、通明小学校150周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施し、併せて長野市立通明小学校（以下「学校」という。）の更なる充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業の実施に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(実行委員会)

第4条 実行委員会に第3条に定める事業を行うため、実行委員を置く。

2 実行委員は、別表1（組織図）に掲げる職にある者をもって充てる。

3 実行委員の任期は、記念事業終了後、実行委員会を解散するまでとする。

(専門部会等)

第5条 実行委員会の承認を得て、次の専門部会等（以下「部会等」という。）を置く。

- (1) 資金計画委員会 : 記念事業の募金活動の企画・運営
- (2) タイムカプセル事業部会 : 130周年記念タイムカプセルの開封及び付随する事業の企画・運営
- (3) 記念事業部会 : 記念品の寄贈及び記念品の制作等の企画・運営
- (4) 記念誌部会 : 記念誌等の制作の企画・運営
- (5) 式典部会 : 記念式典及び記念講演等の企画・運営
- (6) 祝賀会部会 : 式典後祝賀会の企画・運営
- (7) 会計事務局 : 事業会計の管理及び実行委員会の事務処理

2 部会等には、必要に応じて副部会長（副委員長、副局長を含む）を置くことができる。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。



- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 実行委員長 | 1名 |
| (2) 実行副委員長 | 若干名 |
| (3) 各部部长、会計事務局長 | 1名 |
| (4) 相談役 | 3名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 若干名 |
| (7) 資金計画委員長 | 1名 |
| (8) 企画アドバイザー | 若干名 |

(役員の仕事)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 実行副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 各部部长は各部会を、会計事務局長は会計事務局を掌理する。

4 相談役は、事業の推進について会長の諮問に応じ、又は必要がある場合に意見を述べる。

5 顧問は、学校の見地より、事業の推進について実行委員長の諮問に応じ、又は必要がある場合に意見を述べる。

6 会計監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

7 資金計画委員長は、資金計画委員会を掌理する。

8 企画アドバイザーは、各部会及び会計事務局の事業の推進について、部部长、会計事務局長の諮問に応じ、又は必要がある場合に意見を述べる。

第3章 会議

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、次の事項を協議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算、決算及び会計監査に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか第2条に規定する目的を達成するために必要な事項。

2 実行委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

3 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 実行委員会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部部长会議)

第9条 部部长会議は、次の役員をもって組織する。

(1) 実行委員長

(2) 各部部长、会計事務局長

(3) 資金計画委員長

2 部部长会議は、次の事項を協議する。



(1) 実行委員会に付議する事項に関すること。

(2) 実行委員会の運営に関すること。

3 部会長会議は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。

4 実行委員長は、必要があると認めるときは、部会長会議に役員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会等)

第 10 条 部会等は、部会等の部会員をもって組織する。

2 部会等は、次の事項を協議する。

(1) 実行委員会の専門事項に関すること。

(2) 部会等の運営に関すること。

3 部会等は、部会長等が招集し、会議の議長となる。

第 4 章 会計

(経費)

第 11 条 実行委員会の運営及び事業の執行に関する経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 学校 P T A 周年事業積立金

(2) 寄付金

(3) その他

(事業年度及び会計年度)

第 12 条 実行委員会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(会計監査及び会計報告)

第 13 条 会計監事は、会計年度ごとに会計監査を実施し、その後に実施される実行委員会では会計報告を実施する。

(解散)

第 14 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、実行委員会の議決により解散するものとする。

(残余財産の処分)

第 15 条 実行委員会が解散する際に存する残余財産は、実行委員会の議決を経て処理するものとする。

(設立年月日)

第 16 条 本会の設立年月日は、2020 年（令和 2 年）12 月 9 日とする。



(所在地)

第 17 条 本会の所在地は、次のとおりとする。

長野市立通明小学校 長野県長野市篠ノ井御幣川 270

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附則

1 この会則は、2020年（令和2年）12月9日から施行する。

2 第 12 条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。